令和7年9月16日

**特定有人国境離島地域社会維持推進交付金**

**雇用拡充事業の継続活用に関する要件**

雇用機会拡充事業事務局

海士町役場交流促進課内

雇用拡充事業を複数年度に渡って活用するときは、毎年12月頃に開催される審査選定会にて継続確認を受けて、継続の承認を得る必要があります。

継続要件には以下3つの条件があり、すべて満たしている必要があります。

継続申請を行う事業者は、継続要件セルフチェックシートも併せて提出してください。

1. 事業所全体の雇用者数が、交付決定日（事業計画1年目の4/1）の前日の雇用者数を下回っていない。
2. ＜創業＞

補助金等による助成終了後においても該当事業が継続又は拡大すると見込まれる。

＜事業拡大＞

売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。

1. 令和7年度における当該事業による収入金額（補助金収入除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字とならない。

別記様式10

雇用拡充事業　継続要件セルフチェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 記入日 | 　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要件 | ✓ | チェック理由 |
| 事業所全体の雇用者数が、交付決定日（事業計画1年目の4/1）の前日の雇用者数を下回っていない。 |  |  |
| ＜創業＞補助金等による助成終了後においても該当事業が継続又は拡大すると見込まれる。＜事業拡大＞売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。 |  |  |
| 令和7年度における当該事業による収入金額（補助金収入除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字とならない。 |  |  |